

# 社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

## 総合相談所事業規程

(目 的)

**第1条** 琴浦町総合相談所事業は町民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言及び援助を行い町民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事務局)

**第2条** 事務局を社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会（以下「本会」という。）に置き、総合相談所事業（以下「総合相談」という。）の事務を処理する。

(名 称)

**第3条** この事業の名称は、心配ごと相談と専門相談を総称して、総合相談という。

(総合相談の開催日等)

**第4条** 総合相談は、次のとおりとする。

- (1) 心配ごと相談 本所 第1水曜日、支所 第3木曜日
  - (2) 専門相談は本所で実施（法律相談 第4水曜日）
- 2 前項にかかわらず、休業日などは以下のとおりとする。
- (1) 国民の休日
  - (2) 年末年始（12月29日～1月3日）
  - (3) 盆休み（8月13日～8月16日）
  - (4) その他、会長が必要と認めた時は相談を休業することができる。

(相談員の委嘱)

**第5条** 心配ごと相談員、専門相談員は会長が委嘱する。

- 2 心配ごと相談員の人数は東伯地域・赤碕地域それぞれ4名とし、次の各号に挙げるもののうちから会長が委嘱する。
  - (1) 民生児童委員
  - (2) 学識経験者
  - (3) その他会長が必要と認める人
- 3 民生児童委員については、民生児童委員協議会に推薦を依頼する。

(心配ごと相談所の代表者)

**第6条** 相談員の互選により、代表者1名、副代表者1名を置く。

(相談員の任期)

**第7条** 相談員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により就任した相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 代表者の任期は、相談員としての在任期間とする。

(相談員の費用弁償)

**第8条** 相談員が相談業務に従事したとき及び相談員の代表として出席する会議等については、費用弁償として別表第1の旅費相当額を支給する。

2 相談員に支給する旅費については、職員の旅費に関する規程により支給する。

(相談員の任務)

**第9条** 相談員は、町民の相談に応じ、関係機関と連携して問題の解決に努める。

2 相談員は、取扱った事例につき、その相談経過を明確に記録しておくものとする。

(相談員の守秘義務)

**第10条** 相談員は正当な理由なく、相談によって知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。

(相談料)

**第11条** 相談料は、無料とする。ただし、相談に特別の経費を要するものについては実費徴収することができる。

(その他)

**第12条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成25年9月18日から施行し、平成25年9月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

別表第1

費用弁償

区 分	金 額
出席1日につき	1,500円